

# 単身赴任届

新規 変更

記入例

単身赴任の状況については、上記記載に  
なお、下記記載内容に変更があった場合は

提出日を記入(届出の理由が生じてから30日以内に提出ください。)

立て

令和 〇 年 〇 月 〇 日提出

|                           |         |                        |                 |               |
|---------------------------|---------|------------------------|-----------------|---------------|
| 国立大学法人<br>香川大学長 殿         | 所属・職名   | 〇〇学部 教授                |                 |               |
|                           | 職員番号    | 〇〇〇〇〇〇〇〇(8桁)           | 氏名              | 〇 〇 〇 〇 〇     |
| 日中連絡可能な連絡先<br>※必ず記入してください | 勤務先電話番号 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇           | 個人電話番号<br>(携帯等) | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
|                           | メールアドレス | 〇〇〇〇〇〇〇@kagawa-u.ac.jp |                 |               |

諸手当に関する問合せ窓口(給与関係事務委託先): 日本郵政コーポレートサービス(株) ☎096-300-9438 メールアドレス kucc@jp-es.jp  
☎受付時間 平日9:00~18:00(12:00~13:00を除く) ※上記電話番号より問い合わせがある場合があります。

|       |   |
|-------|---|
| 事実発生日 | 令和 4 年 4 月 1 日 (住居変更の場合は、入居日)   |
| 届出の事由 | <input checked="" type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 転居 [本人] <input type="checkbox"/> 転居 [配偶者] <input type="checkbox"/> 同居 |

## 支給要件チェック欄

(該当する場合は□にチェックしてください。一つでも該当しない場合は、支給対象外となります。)

- 本学採用前が国家公務員、他の国立大学法人等である
- 本学採用に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することになった (本学採用前から単身赴任している場合を含む)
- 採用前の住居から勤務地までの距離が60km以上有る
- 配偶者の住居から勤務地までの距離が60km以上有る
- 配偶者の住居から本人の住居までの距離が60km以上有る

ここは支給要件のチェック欄です。  
申請者が各要件を満たすか自分で確認しながらチェックしてください。  
不明、分からない等の場合は、申請できません。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 配偶者の住居地 | 〇〇県△△市□□町◎◎-◎◎   |
| 職員の住居地  | 香川県●●市▲▲町■ ■-■ ■ |

| (1)採用前の住居から勤務地までの通勤経路及び方法 |                        | (2)配偶者の住居から勤務地までの通勤経路及び方法 |                        | (3)配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法 |                          |
|---------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 順路                        | 通勤方法の別 区間              | 順路                        | 通勤方法の別 区間              | 順路                          | 通勤方法の別 区間                |
| 1                         | 徒歩 (住居から經由)まで          | 1                         | 徒歩 (配偶者住居から經由)まで       | 1                           | 徒歩 (配偶者住居から經由)まで         |
| 2                         | 〇〇バス (〇バス△線×停留所から經由)まで | 2                         | △地下鉄 (△地下鉄☆線□□駅から經由)まで | 2                           | △地下鉄 (△地下鉄☆線□□駅から經由)まで   |
| 3                         | 徒歩 (〇バス◇線□停留所から經由)まで   | 3                         | 徒歩 (△地下鉄☆線●●駅から經由)まで   | 3                           | 徒歩 (△地下鉄☆線●●駅から經由)まで     |
| 4                         | JR (JR〇〇駅から經由)まで       | 4                         | JR (JR△△駅から經由)まで       | 4                           | JR (JR△△駅から經由)まで         |
| 5                         | 徒歩 (JR××駅から勤務地まで經由)まで  | 5                         | 徒歩 (JR☆☆駅から勤務地まで經由)まで  | 5                           | 徒歩 (JR■■■駅から本人の住居まで經由)まで |
| 6                         | ( )から經由)まで             | 6                         | ( )から經由)まで             | 6                           | ( )から經由)まで               |

添付書類: 申立書 **申立書を提出してください。(配偶者と別居している理由を確認するため)**

不正に手当の支給を受けていた場合、懲戒処分となる場合があります。届出の事実に変更があった場合は、速やかに再度届出を行ってください。  
この届に記載された個人情報は、人事・給与福利関係に必要な手続き及び統計調査を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用することはありません。  
この手続きに関する個人情報の取扱い等については、給与担当者にお問い合わせください。

## 提出期間

### 〇事実発生日から30日以内

届の提出(受付日)が事実発生日から30日を過ぎますと提出日の翌月より支給(月の初日の場合はその月から支給)。減額、支給要件の消失の場合は事実発生日に遡っての変更となります。

(手詳細は、国立大学法人香川大学職員給与規則及び国立大学法人香川大学諸手当取扱要項を参照)

※以下、枠内は諸手当担当者が記入

|           |          |
|-----------|----------|
| 合計距離      | 〇〇〇.〇 km |
| 4 月から 手当額 | 〇〇,〇〇〇 円 |
| 現在        | 円        |

## 支給額: 下表のとおり

| 距離                    | 支給額      |
|-----------------------|----------|
| 60km以上 ~ 100km未満      | 30,000円  |
| 100km以上 ~ 300km未満     | 38,000円  |
| 300km以上 ~ 500km未満     | 46,000円  |
| 500km以上 ~ 700km未満     | 54,000円  |
| 700km以上 ~ 900km未満     | 62,000円  |
| 900km以上 ~ 1,100km未満   | 70,000円  |
| 1,100km以上 ~ 1,300km未満 | 76,000円  |
| 1,300km以上 ~ 1,500km未満 | 82,000円  |
| 1,500km以上 ~ 2,000km未満 | 88,000円  |
| 2,000km以上 ~ 2,500km未満 | 94,000円  |
| 2,500km以上 ~           | 100,000円 |

※距離は上記(3)の距離

## 受付欄

受付  
〇〇〇

| 給与福利課長 | 給与福利課 |
|--------|-------|
|        |       |